

VI 消防・防災

1. 消	防	153
2. 非 常 備 消 防		154
3. 危 機 管 理		155



1 消 防

(1) 八代広域行政事務組合 消防本部

①階級別実員数 消防正監 1 人、消防監 2 人、消防司令長 15 人、消防司令 25 人、消防司令補 53 人、消防士長 39 人、消防副士長 28 人、消防士 60 人

②現有消防力 消防ポンプ車 12 台【ポンプ車(7)、タンク車(4)、化学車(1)】
 特殊車両 27 台【屈折梯子車(1)、救助工作車(2)、三点セット(高所放水車・大型化学車・原搬車)、支援車(1)、広報車等(17)、消防自動二輪車(3)】救急車 9 台【高規格救急車(7)、2B 型救急車(2)】

※ () 内数字は車両数。

③活動状況

年	火 災 発 生					救 急		
	出火件数	焼損棟数	焼 損 面 積		罹 災 世帯数	損害見積額 (千円)	出場件数	搬送人員
			建物 (㎡)	林野 (a)				
H19	68 (60)	78 (75)	3,331 (3,331)	11 (11)	47 (44)	180,606 (180,586)	5,359 (4,893)	5,054 (4,607)
H20	46 (44)	36 (34)	1,070 (965)	0 (0)	17 (16)	78,238 (65,117)	5,355 (4,893)	5,019 (4,548)
H21	57 (48)	43 (32)	1,250 (1,040)	0 (0)	32 (23)	75,571 (61,032)	5,346 (4,838)	5,091 (4,597)
H22	47 (45)	51 (50)	6,049 (5,969)	2 (2)	35 (34)	801,054 (797,487)	5,731 (5,205)	5,441 (4,929)
H23	52 (45)	46 (40)	1,715 (1,306)	10 (0)	29 (26)	52,765 (47,799)	5,953 (5,378)	5,575 (5,028)
H24	41 (37)	40 (36)	1,261 (1,006)	0 (0)	22 (19)	116,443 (109,617)	6,102 (5,516)	5,726 (5,169)
H25	42 (36)	46 (42)	2,623 (2,608)	0 (0)	22 (20)	121,766 (101,065)	6,449 (5,888)	5,991 (5,468)

※ () 内数字は八代市分。

④庁舎の状況

署 名	項 目	敷地面積 (㎡)	建物の構造	延べ面積 (㎡)	総工費 (千円)	職 員 (人)
事務局・消防本部 八代消防署		7,607.00	鉄筋造 2 階建	4,356.74	2,116,402	107
新 開 分 署		2,188.27	鉄筋コンクリート平屋建	385.00	74,531	29
日 奈 久 (現庁舎) 分 署 (新庁舎)		1,118.82	〃	206.07	32,360	13
坂 本 分 署		1,758.32	〃	230.00	43,654	15
鏡 消 防 署		6,425.93	鉄筋コンクリート 3 階建	2,237.39	694,043	45
泉 分 署		1,926.65	鉄筋コンクリート平屋建	230.00	49,063	15

(2) 消防施設

消火栓 1,165(1,025) 詮 防火井戸・突井戸 720(717) カ所 防火水槽 606(542) 基

※ () 内数字は八代市分。

2 非常備消防

(1) 消防団

分 団 数	73 分団			
消防団員の階級	団長	1 人	副団長	17 人
	指導員	9 人	分団長	73 人
	副分団長	73 人	部長	133 人
	班長	397 人	団員	1,704 人
消防団員の定員	条例定数	2,500 人	実員数	2,408 人 (H26.4.1)
団員の任期	団長・副団長・指導員は 4 年、分団長は 4 年または 2 年 副分団長・部長・班長・団員は、期限なし			
報酬（年額）	団長	150,000 円	副団長	120,000 円
	指導員	83,000 円	分団長	58,000 円
	副分団長	40,000 円	部長	35,000 円
	班長	21,000 円	団員	17,000 円
団保有消火機動力	消防ポンプ車	7 台		
	小型ポンプ付積載車	107 台		
	可搬動力ポンプ	96 台		

退職報償金(昭和 39 年 6 月 29 日設置、平成 18 年 4 月 1 日、平成 26 年 4 月 1 日
改定施行) (単位：千円)

階 級	勤 務 年 数					
	5 年以上 10 年未満	10 年以上 15 年未満	15 年以上 20 年未満	20 年以上 25 年未満	25 年以上 30 年未満	30 年以上
団 長	2 3 9	3 4 4	4 5 9	5 9 4	7 7 9	9 7 9
副 団 長	2 2 9	3 2 9	4 2 9	5 3 4	7 0 9	9 0 9
分 団 長	2 1 9	3 1 8	4 1 3	5 1 3	6 5 9	8 4 9
副 分 団 長	2 1 4	3 0 3	3 8 8	4 7 8	6 2 4	8 0 9
部 長 ・ 班 長	2 0 4	2 8 3	3 5 8	4 3 8	5 6 4	7 3 4
団 員	2 0 0	2 6 4	3 3 4	4 0 9	5 1 9	6 8 9

(2) 消防賞じゅつ金

条例制定年月日	昭和 44 年 12 月 17 日 (平成 17 年 8 月 1 日合併により改定)
目 的	消防業務に従事するに当たって災厄を被った消防団員に対し功労の程度に応じ、賞じゅつ金を授与し、その功労に報いるため。
種類及び 授与の対象	①殉職者賞じゅつ金 殉職者の遺族 (範囲、順位は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による) ②殉職者特別賞じゅつ金 殉職者の遺族 (範囲、順位は、政令第 9 条及び第 9 条の 3 第 2 項による) ③障害者賞じゅつ金 災厄を被った本人
支 給 額	平成 17 年 8 月 1 日改定適用 ①殉職者賞じゅつ金 490 万円以上、2,520 万円以下とし、功労の程度によって定める。 なお、殉職者特別賞じゅつ金を授与する場合は賞じゅつ金は授与しない。

②殉職者特別賞じゅつ金

3,000 万円

③障害者賞じゅつ金

障害の等級	功労の程度による支給額	
第 1 級	20,600,000 円以下	4,900,000 円以上
第 2 級	15,500,000 "	4,600,000 "
第 3 級	13,600,000 "	4,100,000 "
第 4 級	12,100,000 "	3,600,000 "
第 5 級	10,300,000 "	3,100,000 "
第 6 級	9,000,000 "	2,800,000 "
第 7 級	7,600,000 "	2,300,000 "
第 8 級	6,400,000 "	1,900,000 "

(注) 障害の等級は、非常勤消防団員等に係る損害補償の支給等に関する省令別表第 2 の定めによる。

3 危機管理

(1) 防 災

指定緊急避難場所一覧（津波時を除く）

	第 1 避難施設		第 2 避難施設		第 3 避難施設		合 計	
	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員	施設数	収容人員
本 庁	19	6,840	33	24,127	15	10,830	67	41,797
坂本支所	8	3,200	13	5,675	—	—	21	8,875
千丁支所	2	140	3	1,300	—	—	5	1,440
鏡 支 所	3	450	1	370	4	1,160	8	1,980
東陽支所	4	2,060	—	—	—	—	4	2,060
泉 支 所	8	2,180	—	—	—	—	8	2,180
合 計	44	14,870	50	31,472	19	11,990	113	58,332

備蓄倉庫及び水防倉庫

(H26.4.1 現在)

	備蓄倉庫		水防倉庫 箇所数
	箇所数	食糧備蓄量	
本 庁	20	7,850	9
坂本支所	2	1,600	1
千丁支所	1	1,200	2
鏡 支 所	2	1,200	6
東陽支所	1	600	1
泉 支 所	1	600	1
合 計	27	13,050	20

※食糧備蓄量はアルファーマで換算（単位：食）

主な備蓄品 毛布・タオル・アルファーマ・缶詰・紙おむつ・トイレットペーパー・ブルーシート、発電機、投光器、組立式簡易トイレ、避難所用簡易間仕切りセット等

主な水防備品 スコップ・杭・かけや・土嚢袋等

自主防災組織 (H26.4 現在)

	組織数	世帯数
本 庁	60	31,282
坂本支所	56	1,668
千丁支所	13	2,200
鏡 支 所	23	5,664
東陽支所	17	561
泉 支 所	33	693
合 計	202	42,068

※八代市結成率 78.0% (H26.4) 参考：県計 57.7% (H25.3)

(2) 八代市国民保護計画

目 的	国民保護計画は、武力攻撃や大規模テロなどが発生した場合、住民の避難や避難住民の救援などの国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためあらかじめ作成する計画で、住民の生命や財産を保護することを目的とする。
計 画 内 容	国民保護措置を行う実施体制、住民の避難や救援などに関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項などを定める。
根 拠 法	国民保護法（正式には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」といい、武力攻撃などから国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。）
今年度の予定	八代市国民保護計画の見直し(組織改編)

(3) 八代市危機管理指針

目 的	危機管理指針は、八代市域及びその周辺において、危機事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、本市が実施する危機管理に関する基本的事項を定めることにより、総合的かつ計画的な危機管理体制の整備を推進し、危機事態の発生を未然に防止し、又は発生した危機事態に迅速に対応し、被害の防止・軽減を図ることを目的とする。
指 針 の 内 容	対象となる危機事態、組織体制並びに事前対策、対応対策及び事後対策の基本的事項を示す。
今年度の予定	八代市危機管理マニュアルの見直し